

# 所得税・市県民税の 申告相談

2/18(月)～3/17(月)

2月18日(月)から、平成19年分の所得税の申告と平成20年度の市県民税の申告相談が始まります。必要書類の保存・収集はできていますか。  
※各地区の相談会場・日程については2月号でお知らせします。

申告相談お待ち  
しています



## 昨年と変わったところ (市県民税関係)

○市県民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなりました。(平成17年1月1日時点で65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の人)

○市県民税の地震保険料控除が創設され、損害保険料控除が廃止されます。ただし、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約は、旧長期損害保険料として従前の保険料控除(最高1万円)を適用します。

○所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、市への申告により、市県民税の所得割が減額されます。  
申告期限  
平成20年3月17日まで

○平成19年中に所得が減った所得税が課されなくなった人は、市への申告により、平成19年度分の市県民税の所得割が減額されます。  
申告期間：平成20年7月1日～7月31日まで

## 今年は何年以上に 混雑が予想されます

○所得税の還付申告の人は、1月から各税務署へ確定申告書を提出することができず。(土・日は閉庁日)  
○農業申告等をされる人は収入・支出・減価償却等につ

いてあらかじめ集計していただく下さい。

○医療費控除をされる人も必ず集計しておいてください。

○源泉徴収票、医療費の領収書、国民年金保険料等の納付証明書など添付が必要なのは必ずご持参ください。(国民年金保険料等の納付証明書は11月初旬に社会保険庁から送付されています)

問合せ  
税務課(市民税グループ)  
☎2116まで

## はじめませんか e-Tax

e-Taxを利用して所得税の申告をすると  
○最高5千円の税額控除(平成19年分又は20年分のいずれか1回)  
○添付書類が提出不要(医療費の領収書や源泉徴収票等の一定の書類、但し3年間の保存義務があります)  
○還付金がスピーディー

<http://www.e-tax.nta.go.jp>  
問合せ  
笠岡税務署  
☎2111まで

## 償却資産の申告を お忘れなく

平成20年1月1日現在で、笠岡市内で事業を営み、その事業のために用いることができる償却資産を所有している人は、1月31日(木)までに申告してください。

償却資産は、土地・家屋以外で会社や個人が工場、事務所、商店などの事業に用いる資産で、主なものは、

- ① 構築物
  - ② 機械及び装置
  - ③ 船舶
  - ④ 車両及び運搬具
  - ⑤ 工具・器具・備品
- などです。

なお、耐用年数が一年未満の資産、自動車税及び軽自動車税の対象となるものは、申告の必要はありません。

新たに事業を開始された人、事業をすでにやっている人には、12月中旬に申告書をお送りしていません。申告書が届いていない人はお問い合わせください。

問合せ  
税務課(固定資産税グループ)  
☎2118まで



患者様を第一に考えた調剤薬局です。FAXでの処方箋も受付けています。待ち時間が少なくとても便利。ぜひご利用ください。ご来局の際には処方箋をお忘れなく。

## クローバー薬局

9:00～18:30 休日:土曜日午後・日曜祝日

笠岡市二番町 3-5 TEL. 62-0089 FAX. 63-1976

## エース薬局

8:30～18:30 土曜日 16:00 休日:木曜日午後・日曜祝日

笠岡市二番町 7-8 TEL. 69-1189 FAX. 69-1187



<http://www.myph.jp/cloverpharm/>